

○本校では、在学中だけでなく、卒業後をも視野に、生徒の皆さんが社会生活に順応するための道標として「生徒心得」を考えています。学校で学習する内容は、卒業後の社会生活にとって大切なことばかりです。卒業後の生活を考えながら「生徒心得」について学び合い、社会人になるために必要なルールやマナー、身だしなみなどしっかり身に付けましょう。

○生徒会活動や学校行事の主人公はあなた達です。みんなが楽しく充実した学校生活を送れるように、一人一人が学校の一員であることを自覚して、積極的に取り組みましょう。



I 学習

- 1 始業前には教室に入り、授業が始められるように準備する。
- 2 体育等一部の授業を除き、制服を着用して授業を受ける。
- 3 自分から進んで勉強する。
- 4 教室に不要なものを持ち込まない。
- 5 自習時間は静かに学習し、他人の迷惑にならないようにする。
- 6 テストでの不正行為は絶対にしない。

II 礼儀

- 1 先生、友達、来客などに対して、あいさつをする。
- 2 校長室や職員室、その他の部屋への入室時は、「失礼します」、退室時は「失礼しました」と礼儀正しくあいさつをする。
- 3 いつでも丁寧な正しい言葉遣いをこころがける。

III 身だしなみ

1 服装について

夏服や冬服の期間は以下をめやすとし、生徒自身で暑さ寒さを判断し、気候に合った学校指定の服装を着用するものとする。

- ・ 冬服期間・・・11月から4月まで
- ・ 合服期間・・・5月・10月
- ・ 夏服期間・・・6月から9月まで

2 学校指定の服装は以下のとおりである。

夏服・・・半袖シャツ、スラックス、スカート

合服・・・長袖シャツ、ネクタイ、リボン、スラックス、スカート

冬服・・・ブレザー、長袖シャツ、ネクタイ、リボン、スラックス、スカート

※ いずれも、スクールベスト(紺)またはセーター(黒、紺)の着用可。

- ・ シャツの下に着るインナー・・・衛生面の観点から、シャツの下にインナーを着用する。
えり口、そで口からインナーが見えないようにする。
- ・ 防寒着・・・必要に応じて、着用を認める。

3 靴、靴下、手袋等について

- (1) 靴は公式の場に対応できる靴、または運動靴とする。
- (2) 靴下は、公式の場に対応できるものとする。
 - ・ ワンポイント程度のデザインは可とする。
 - ・ タイツは必要に応じて着用するものとする。
- (3) 手袋、マフラー、ネックウォーマー等については、使用を認める。

4 頭髪等について

公式の場にに応じて身だしなみを整え、学習活動に支障がないように、以下のとおりにする。

- ・ 髪が肩に掛かる時や眉より下の前髪が視界を塞ぐ時は、耳に掛ける、結ぶ、ピン(装飾物不可)で留める等工夫する。
- ・ 頭髪等の装飾については、特別な事情がある場合は、別途考慮する。
- ・ 不必要に体を傷つける行為(ピアス・タトゥー等)は、感染症の危険もあるため行わない。
- ・ 化粧をしない。

5 その他

- ・ 健康上若しくはその他の理由により、指定の制服以外の服装等の着用を希望する場合、「異装許可願い」を提出し、許可を受ける。
- ・ 休日であっても、学校に来る場合は制服、体操服、部活動で着用する服で来る。

IV 通学

1 登下校時刻を守る。

登校は午前8時30分まで、下校は午後3時25分(部活動がある場合は午後6時)とする。

- 2 単独通学者(徒歩、自転車、バス、電車)は必ず「単独通学届」を提出し、許可を得る。
- 3 登校、下校時には決められた通学路を通る。
- 4 交通ルールや乗車マナーをしっかりと守る。

◎ 徒歩通学

- (ア) 周囲の状況をよく見て、安全確認を行いながら歩行する。
- (イ) 横断は、左右をよく確かめて、危険な横断はしない。
- (ウ) 横断歩道のあるところでは、必ず横断歩道を渡る。
- (エ) 路地や交差点、止まっている自動車の前後などでは必ず確認をする。

◎ 自転車通学

- (ア) 進行方向や一旦停止等自動車と同様の交通法規を守る。
- (イ) 自転車の点検、整備(ベル装備・ブレーキ調整等)は定期的に行う。
- (ウ) 安全確保のため、歩行者に気をつけて歩道の車道側を通行する。

◎ バス・電車通学

- (ア) 他の乗客に迷惑を掛けず、マナーを守って乗車する。電車やバスを待つ時も同様とする。
・ 席はできるだけ詰めて乗車する。・ 持ち物管理 ・ 話し声の大きさの程度 ・ 車内での飲食等
- (イ) 携帯電話等は、電車内、駅内、登下校中には使用しない。但し、保護者への連絡や緊急時の連絡は可とする。
- (ウ) 緊急時※①においては、周囲の人に協力を依頼し、適切に対応※②する。

※① ・災害時の車内放送 ・声掛け、付きまとい等の迷惑行為 ・遅延による遅刻の連絡等

※② ・放送内容の説明依頼

・(学校への連絡) 駅係員に依頼、携帯電話等を用いて自分で行う

- 5 登下校の際には寄り道をしない。特に友人の家に行く時は、一度家に帰り保護者の了解を得る。
- 6 下校後は、学校からの連絡を必ず保護者に伝えるようにする。

V 校内生活

- 1 登校した後下校までは、無断で校外(寄宿舎を含む)に出ない。外出の必要がある場合や寄宿舎に用事がある場合は、必ず担任の許可を受ける。
- 2 無断で他の教室に出入りしない。
- 3 公共物や私物の取扱いについては、次の規定を守る。
 - (1) 公共物は大切に取り扱い、無断で持ち出さない。
 - (2) 公共物を使用したら、必ず後始末をする。
 - (3) 公共物を破損したら、先生に届け出る。
 - (4) 私物には必ず学校名、学部名、学年、組、氏名を明記し、大切に扱う。
 - (5) 他人のものを無断で借用しない。
- 4 掃除に一生懸命取り組み、校内環境の美化に努める。
- 5 生徒会、学級活動には積極的に参加する。
- 6 下校時刻後、特別活動等で居残るものは、先生の許可を受ける。

VI 校外・休暇中の生活

- 1 飲酒、喫煙等をしない。
- 2 外出の際は、行き先と帰宅する時刻をはっきりしておく。
- 3 外出・外泊について
 - (1) 日没までには帰宅し、夜間外出は保護者同伴とする。
 - (2) 生徒だけで行う外泊は、禁止する。
 - (3) 外出の時は、身分証明書を携帯する。
- 4 友人間のお金の貸し借りはしない。

VII 交友

- 1 交際は相手の気持ちを尊重して付き合い、相手を傷つけるような言動は決して行わないように気をつける。
- 2 いじめや暴力は、いかなる場合でも許されない。いじめを受けたり、いじめを見たり聞いたりしたら、すぐに担任の先生に相談をする。
いじめは、場合によっては犯罪行為になることがあるので、その際は警察に通報することもある。

VIII 届出

- 1 欠席、早退、遅刻、忌引等の時は、速やかに学校及び寄宿舍に届け出る。
- 2 忌引の日数は下記のとおりとする。
(ア) 父母の場合 …7日 (イ) 兄弟、姉妹の場合 …3日
(ウ) 祖父母の場合…3日 (エ) 叔父叔母、曾祖父母の場合…1日
- 3 本人、家族に事故が起こった場合には、直ちに学校に届け出る。
- 4 住所・電話番号等に変更が出た場合には、速やかに担任に届け出る。
- 5 アルバイトをする時は、保護者の承諾書と実施計画書を添えて学校に提出し、校長の許可を受ける。
終了後、報告書を提出する。アルバイトは別紙に定める「アルバイト規定」のとおりとする。
また、中学部生徒については、生計を支える場合や、特別な事情がある時のみ可とする。
- 6 自動車運転免許取得を希望する場合は、「普通自動車運転免許取得規定」に基づき申請する。
(高等部3年生のみ)

IX 部活動・同好会(以下、部活動等)

- 1 部活動の掛けもちができない。
- 2 部活動等への入部は、入部届けを4月末日までに提出する。
- 3 部活動等は原則として3年間同一部活動等で活動する。
※ ただし、身体的な理由等のやむを得ない理由により、部活動等の変更を希望する場合は顧問の了解を得る。
- 4 活動時間は、原則として午後6時までとする。
- 5 テスト前の活動中止期間については、次のとおりとする。
① 実力テスト、中間テスト前3日間とテスト最終日前日までとする。
② 学年末テスト前5日間とテスト最終日前日までとする。
(ただし、対外試合等が近い場合は相談して行うことができる。その際、練習時間は1時間とする。)
- 6 部顧問がいない時間帯の練習については、安全面と健康面を十分配慮した内容のみ行うものとする。
- 7 3年生の部活動については、原則として高校総体・中体連後に顧問や担任と相談して行うことができる。
- 8 都ろう太鼓同好会の活動については、以下の特別な規定を適用する。
① 掛けもち入部を認める。
② 活動は週1日1時間程度とする。

X 携帯電話等

<学校でのルール>

- 1 携帯電話等の校内への持込みは、保護者の判断とし、管理は自己責任で行う。その際は、「携帯電話校内持ち込み許可に関する同意確認書」を学校に提出する。
- 2 校内では、始業時間から終業時間の間の私的な使用はできない。ただし、授業で取り扱う場合は可とする。使用する際は、通信料がかかることもある。

3 教育活動の妨げになるような使い方や、他の生徒を傷つけたり危害を加えたりする等の行動をした場合は、保護者・学校の両方で指導を行う。例は以下のとおりである。

- ・ 法律に触れるような投稿や、相手が嫌がるような文章・写真・動画を SNS やネット上に掲載する。
- ・ 自分以外の人も写っている写真・動画を、全員に許可をとらずに勝手に投稿する。

4 平日の部活動中の携帯電話等の使用はできない。

※ 中学部生徒は、地域の学校の実情に合わせて持ち込みはしない。ただし、寄宿舎生及び公共交通機関を利用する者については、登下校及び緊急時のみ、現行どおり携帯電話等の使用ができる。また、学校で取扱いの指導等がある場合のみ、事前に保護者に連絡をして持ち込み可とする。

<家庭でのルール ※参考例>

適切な使用ができるよう、家庭でのルールを作り、承諾書・同意書とともに学校に提出する。

- ・ 有料サイトへのアクセスをしない。
- ・ 他人の携帯電話等を勝手に見ない。
- ・ 〇時以降の使用や相手への送信、メール等の確認は控える。
- ・ 見ず知らずの相手と直接の交流をしない。
- ・ 公共のマナーを守る。(例:歩きスマホ、禁止の場所での使用)
- ・ 自分や友達のアドレスや電話番号、ID、パスワード等を不用意に教えない。

XI 違反等

- 1 生徒心得に反する言動等が認められた場合、学校が定めた期間、指導を行う。
- 2 指導とは、口頭による注意、放課後等の課外学習、清掃活動、奉仕活動、別室での学習活動等が含まれる。
- 3 度重なる違反や、学校が重大な違反であると判断した場合、特別指導の対象となる。

・ 校長による説諭、・ 別室指導、・ 自宅謹慎等

・ 改善が見られない場合は、自主退学の勧告もあり得る。

XII 心得の改正または廃止の手続き

- 1 生徒会は、生徒の意見を集約し、心得の改正または廃止を求めることができる。
- 2 校長は、生徒会からの求めがあったとき、または、心得の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で、教師や保護者からの意見を聴取し、その内容について議論するものとする。
- 3 校長は、その議論を踏まえ、心得の改正または廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。